

## 仙台市の自転車の安全利用に関するこれまでの取組みについて

### 1. 仙台市における交通安全、自転車の安全利用に関する計画等

#### (1) 第 10 次仙台市交通安全計画（別添参考資料 1）

##### ①位置づけ・概要

交通安全対策基本法第 26 条第 1 項の規定により、宮城県が策定した「第 10 次宮城県交通安全計画」に基づき、仙台市内の交通安全施策の大綱を定めるもの。

##### ②計画期間

平成 28 年度～平成 32 年度

##### ③自転車の安全利用に関する主な内容

###### i) 自転車の安全利用の推進

- 損害賠償責任保険等への加入の促進
- 自転車販売店との連携による交通ルールの周知
- 自転車用ヘルメットの着用促進
- 灯火点灯の徹底、自転車側面等への反射材の取付促進
- 幼児二人同乗用自転車の安全利用促進

###### ii) 自転車利用環境の整備

- 杜の都の自転車プランに基づく安全で快適な自転車利用環境の創出

#### (2) 仙台市交通安全市民運動実施要綱（別添参考資料 2）

##### ①位置づけ・概要

(1) の 第 10 次仙台市交通安全計画に基づき、毎年度運動の重点を定めて、市民や関係機関・団体等と連携して交通安全に対して取り組むことを盛り込んだもの。

##### ②計画期間

毎年度

##### ③自転車の安全利用に関する主な内容（平成 29 年度）

交通安全市民運動の重点項目の 1 つとして、「自転車乗用中の交通事故防止～自転車安全利用五則の周知徹底～」を設け、様々な施策を行うこととしている。

###### i) 自転車利用時の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の徹底

- 各関係団体の協働による自転車安全利用に関する取組みの推進
- 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守の徹底
- 各学校等における交通安全教室の実施等、若年層への交通ルール等の周知徹底
- 職域、地域における自転車ルール・マナー周知の徹底

###### ii) 自転車の点検整備の励行と個人賠償責任保険等への加入促進

- 家庭や学校における自転車点検の推進
- TS マークが貼付された安全な自転車の利用、個人賠償責任保険等への加入促進
- 自転車用反射材の効果周知と活用促進

### (3) 杜の都の自転車プラン（別添参考資料3）

#### ①位置づけ・概要

本市における自転車施策の総合計画として、「みんなにやさしい自転車利用環境づくり」を目標に掲げ、平成25年7月に策定。

#### ②計画期間

平成25年度～平成32年度

#### ③基本方針

- ・協働による安全に自転車を利用する意識づくり
- ・安全・安心な道路空間の形成
- ・路上放置の削減と利便性の高い駐輪空間の創出
- ・自転車の楽しさを感じられる環境づくり



### (4) 杜の都の自転車プラン後期実施計画（別添参考資料4）

(3)の杜の都の自転車プランについて、平成25年度～平成28年度までの前期実施計画の取組みの検証や、それに伴う課題を洗い出したうえ、平成29年度～平成32年度までの取組みについて、計画として取りまとめたもの。

## 3. 自転車の安全利用に関する取り組みについて

「杜の都の自転車プラン」における4つの基本方針に基づき、これまで様々な施策を行ってきており、これからも後期実施計画に基づき、取組んでいく予定である。

#### (1) 協働による安全に自転車を利用する意識づくり

##### 地域等と取り組むモデル事業の実施

仙台市内11か所を自転車安全利用のモデル地域として定め、重点的に自転車の安全利用に関する啓発活動を関係団体と協働して実施。



モデル地域位置図 (H25～H28)

##### 効果的な街頭指導等の実施・強化

モデル地域などで、交通指導隊や地域団体と協働にて街頭における自転車の安全利用の指導や啓発品の配布等を実施。



加茂中学校通学路における街頭啓発

### 実践的な交通安全教室の開催

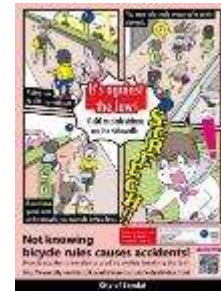
プロのスタントマンによる体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を関係団体と協働により実施。



袋原中学校でのスケアード・ストレイト

### 効果的な広報・啓発活動

大学や専門学校の新入生向けの自転車ルールブックの作成や自転車利用者に禁止行為を訴えた自転車のポスター等を多言語で作成し、外国人も対象にした広報・啓発を実施。



英語版ポスター

### 自転車利用推進、ルール・マナー啓発イベントの実施

仙台市で主催している「交通フェスタ」等のイベントの機会を利用し、交通安全教育車等による交通安全教室を実施。



交通安全教育車による交通安全教室

## (2) 安全・安心な道路空間の形成

### 自転車ネットワーク路線の整備

都心部において、「自転車ネットワーク路線」として、優先的に環境整備する路線を選定し、自転車専用通行帯や自転車歩行者道内における自転車通行区分を整備。



市道宮町通線の自転車専用通行帯

### あんしん通行路線の整備

都心部以外において、「あんしん通行路線」として、優先的に環境整備する路線を選定し、自転車歩行者道内における自転車通行区分を整備。



市道大和町1号線の自転車歩行者道内での分離